

令和6年度
県有種苗生産施設 有効活用実践事業
(土地の賃貸借)
公募型プロポーザル募集要項

徳島県農林水産部
水産振興課

1 目的

県有種苗生産施設の土地を賃貸し、借り受ける高等教育機関、民間事業者等が自らの技術、ノウハウ及び資金等を用いて、当該土地を活用することにより、本県水産業の成長産業化の実現を目指す「令和6年度 県有種苗生産施設 有効活用実践事業」を実施するための土地の活用等についての提案を広く募集します。

2 事業の内容

(1) 貸付対象となる物件

県有種苗生産施設（徳島県海部郡海陽町浅川字鍛冶屋47）

○貸付物件

駐車場の一部 平面 $21.0\text{m} \times 13.0\text{m} = 273.00\text{m}^2$

作業場A 平面 $49.2\text{m} \times 35.6\text{m} = 1,751.52\text{m}^2$

作業場B 平面 $39.8\text{m} \times 28.0\text{m} = 1,114.40\text{m}^2$

※ 上記物件を一括して賃借することとします。

※ その他の土地についても借受人の事業実施に必要な不可欠な部分については、徳島県と借受人が協議した上で種苗生産業務等に影響のない範囲で貸し付ける場合があります。

※ 貸付物件の位置については、「県有種苗生産施設 位置図」（別紙1）及び「県有種苗生産施設の貸付地 位置図」（別紙2）を確認してください。

(2) 土地貸付料

貸付料は、「普通財産（土地・建物）貸付料算定基準」に基づき、定めるものとします。

貸付料 586,739円（税抜、年額）

※ 貸付期間のうち1年に満たない期間については、1年を365日とする日割り計算により該当期間の貸付料を算定します。

※ 電気、水道を利用する場合は、貸付料のほかに、光熱水費（電気代、水道代）の負担が必要です。

※ 別途、消費税及び地方消費税が必要です。

(3) 土地の活用例

水産動植物の生産、畜養等

(4) 公募物件の貸付期間

当該公募物件の貸付期間は「徳島県公有財産取扱規則（昭和39年規則第25号）」に基づき最長5年とします。ただし、特に知事が認めた場合に限り、更新することも可とします。

(5) 事業実施までのスケジュール

手続き等	日程
1 公募開始（募集要項の公表）	令和7年 1月24日（金）
2 参加表明書の提出期限	令和7年 2月 7日（金）
3 現地説明会	令和7年 2月12日（水）
4 質問受付期限	令和7年 2月17日（月）
5 質問回答	令和7年 2月21日（金）
6 応募書類提出期限	令和7年 2月28日（金）
7 審査会	令和7年 3月上旬（予定）
8 事業実施候補者の決定・公表	令和7年 3月中旬（予定）
9 賃貸借契約の締結	令和7年 3月下旬（予定）

3 参加表明及び現地説明会

(1) 参加表明等の方法

応募しようとする者は、「参加表明書兼現地説明会参加申込書」（様式1）をファックス又は電子メールで提出した上で、現地説明会に必ず参加してください。

(2) 提出期限

令和7年2月7日（金）17時まで

(3) 提出先

別紙1「お問合せ先」を御覧ください。

電子メールで提出する場合、件名は「プロポーザル参加表明」としてください。

(4) 現地説明会

日時：令和7年2月12日（水）14時から15時

場所：県有種苗生産施設（徳島県海部郡海陽町浅川字鍛冶屋47）

14時までに駐車場に集合してください。

(5) 参加人数

1 応募者につき5名以内とします。

(6) その他

募集内容等に関する質問は、現地説明会の会場では受けません。質問がある場合は、
「5 質問受付・回答」によります。当日は、本募集要項を持参してください。

4 応募者の資格要件

次の要件のいずれにも該当していないこと

(1) 破産者で復権を得ない者。

(2) 法人の場合、会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされている者。ただし、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定した者は、該当しないものとみなす。

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

(4) 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に規定する者）、暴力団員又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体。

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。

(6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。

(7) 徳島県の使用料及び県税その他税の滞納がある者。

(8) 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各項目のいずれかに該当する者。

5 質問受付・回答

(1) 質問受付期限

令和7年2月17日（月）17時まで

(2) 提出方法

書式は任意ですが、必ず質問事項、会社名等、氏名、住所、連絡先（電話番号、電子メールの宛先等）を記載し、電子メールでお問い合わせください。電子メールの送信後、必ず電話で確認を行ってください。

(3) 質問内容

当該事業に係る条件や提案書提出手続に関する事項に限ります。

(4) 提出先

別紙1「お問合せ先」を御覧ください。

電子メールで提出する場合、件名は「プロポーザル質問」としてください。

(5) 回答方法

受け付けた質問については、電子メールにより、すべての参加表明者に回答します。
なお、質問を行った者の名称等は公表しません。

6 応募書類の提出

(1) 提出期限

令和7年2月28日（金）17時まで

(2) 提出方法

提出は持参又は郵送（書留郵便に限る）により行ってください。なお、受付時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとし、持参の場合は、事前に電話連絡してください。

(3) 提出先

別紙1「お問合せ先」を御覧ください。

(4) 必要部数

正本1部及び副本5部

(5) 提出書類

番号	内容	法人	個人	様式	備考
1	応募申請書	○	○	2	
2	添付書類チェック表	○	○	3	
3	企業等概要説明書	○	○	4	
4	誓約書	○	○	5	
5	承諾書	○	○	6	
6	事業提案書	○	○	7	
7	定款	○			
8	決算書（直近1期分）	○			
9	確定申告書の写し（直近1か 年分）		○		
10	商業登記簿謄本	○			申請する日から90日以内 に発行
11	印鑑証明書	○	○		

※グループで申請する場合は、番号1、2、6については共同作成の上、提出。

番号3～5及び7～11の資料については構成メンバー全員について提出。

(6) その他

- ① 応募者の構成員は、事業内容等について事前に協議を行い、合意の上で御応募ください。
- ② 応募者の構成員のいずれかが、他の応募者の構成員として重複応募することはできません。
- ③ 応募書類、応募者への聞き取り及び審査会で伺った内容については、秘密を厳守します。また、当該募集・審査以外の用途に利用することはありません。
- ④ 応募書類の作成、現地確認、プレゼンテーションなど応募にかかる費用は、全て応募者の負担とします。
- ⑤ 応募書類は、原則として提出後に記載内容の変更はできません。
- ⑥ 応募書類その他の提出された書類・資料は返却いたしません。
- ⑦ 募集要項及び応募書類書式は徳島県のホームページからダウンロードできます。
(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/nourinsuisanbu/suisanshinkouka/>)

7 事業実施者の決定

(1) 審査方法

学識経験者等による「県有種苗生産施設有効活用実践事業プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）による審査結果を踏まえ、契約候補者を選定する。

審査委員会は、書類審査及び応募者へのヒアリングを行い、次の評価項目により総合的に評価する。

＜評価項目＞

- ・ 事業実施者としての適格性
- ・ 目標設定の適切性
- ・ 事業内容の適切性
- ・ 事業実施に向けた環境

詳しくは「事業内容採点表」（別紙３）を参照してください。

※契約候補者の選定前に、事業内容の聞き取り等を行うことがあります。

※契約候補者の選定の参考とするため、追加資料等の提出を求める場合があります。

（２）審査会

審査会は、次のとおり予定しています。

- ① 日 時 令和７年３月上旬（予定）
- ② 場 所 徳島県庁（予定）
- ③ 出席者 １応募者につき５名以内
- ④ 審査会の日時及び留意事項等は、別途該当者に通知する。

（３）選定結果の発表

- ① 選定結果は、応募者すべてに文書で通知します。
- ② 結果に対する問い合わせ、異議等については応じません。
- ③ 選定した事業実施候補者は、徳島県ホームページにより公開します。

８ その他留意事項

（１）応募書類

提出した応募書類等は返却いたしません。

（２）著作権の帰属等

- ① 応募書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。
- ② 契約候補者に選定された事業者が提出した事業提案書については、徳島県が公表等に必要な場合は無償で利用できる。
- ③ 第三者の著作物の使用に関する責は、使用した応募者にすべて帰するものとする。

（３）契約候補者決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、契約候補者は取消しにより損害が発生した場合でも、徳島県に請求できないものとする。

- ① 決定後に契約候補者が辞退した場合
- ② 決定後に応募書類に重大な虚偽等が判明し、事業者として不適当と認められる場合
- ③ その他、契約候補者が、不正又は不当な行為を行った場合

(4) 契約締結

① 契約保証金

借受人は徳島県に対し、本契約上生じる借受人の債務を担保するため、契約の締結と同時に借受期間に係る貸付料の100分の10の金額の契約保証金を徳島県に納付しなければなりません。ただし、連帯保証人を立てるときは、契約保証金の納付は必要ありません。なお、本契約が終了し、借受人から貸付物件の返還がなされた場合は、徳島県は借受人に対し、遅滞なく契約保証金の全額を返還します。

② 使用条件等について疑義が生じたときはその都度協議して決定します。

③ 公募物件の貸付料は「普通財産（土地・建物）貸付料算定基準」に基づき定めるものとします。なお、貸付物件の価額が著しく上昇したとき又は、徳島県が貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認めるときは、事業実施者に対して貸付料の増額を請求することができるものとします。このため、応募に当たっては、この料金の改定に同意することを条件とします。（申請時に承諾書により同意をいただきます。）

④ 事業実施者は、賃貸借契約締結後30日以内に事業を開始してください。この条件を満たさない場合、徳島県は貸付契約を解除できるものとします。ただし、この条件で事業を開始できない特別な事由があると認められる場合はこの限りではありません。

⑤ 事業継続が困難となった場合の取扱い

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

徳島県は事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、又は、その懸念が生じた場合は、事業者に対してその改善を図ることを求めるものとし、改善が認められない場合、貸付契約を解除することができるものとします。

イ 徳島県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者は事業契約の定めるところにより、徳島県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、貸付契約を解除することができるものとします。

ウ その他の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、徳島県及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、徳島県と事業者は事業の継続の可否について協議を行うものとします。

(5) その他

事業者は自己の責任及び負担において施設の運営に関して必要となる近隣対応を実施してください。

別紙 1

お問合せ先

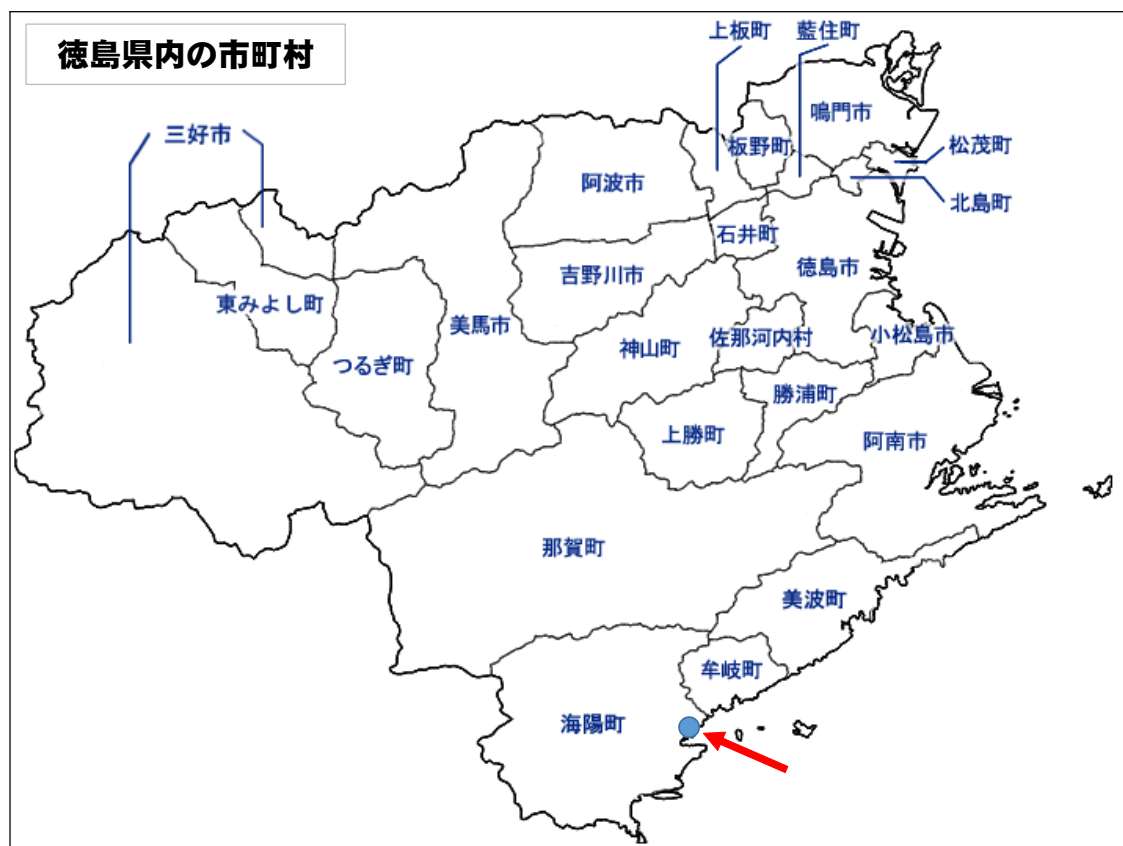
徳島県 農林水産部 水産振興課 企画担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地（徳島県庁6階北側）

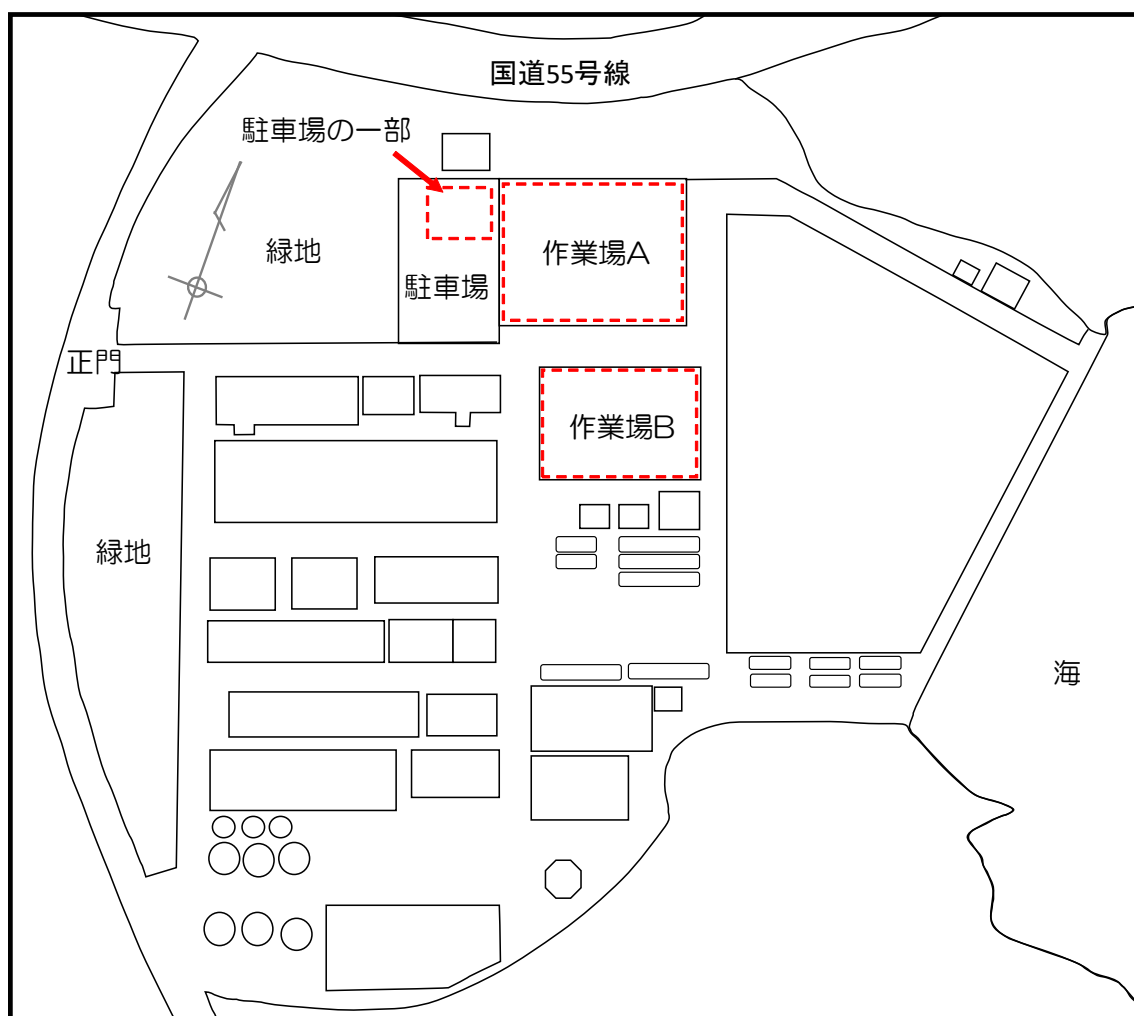
電 話 088-621-2470

ファクシミリ 088-621-2863

電子メール suisanshinkouka@pref.tokushima.lg.jp



県有種苗生産施設 位置図



県有種苗生産施設の貸付物件 位置図

駐車場の一部	平面21.0m×13.0m	= 273.00m ²
作業場A	平面49.2m×35.6m	= 1,751.52m ²
作業場B	平面39.8m×28.0m	= 1,114.40m ²

徳島県県有財産有償貸付契約書案

貸付人 徳島県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）及び乙の連帯保証人（以下「丙」という。）とは、徳島県県有財産の有償貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有する別紙記載の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

（使用の目的）

第3条 乙は、貸付物件を、借受申請書に記載した借受けの目的及び用途（以下「借受目的等」という。）のとおりに使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 この契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、期間満了時に乙以外に利用希望者がなく、かつ、甲が特段支障がないと認める場合には、甲及び乙は、協議の上、この契約の期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約をすることができる。

（貸付料）

第5条 貸付物件の貸付料年額（以下「貸付料」という。）は、金 円とする。ただし、1年未満の期間については、1年を365日とする日割計算により貸付料を算定する。

2 貸付期間満了後、引き続き貸付物件の貸付けを受けようとする場合の貸付料については、甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとする。

（貸付料の支払）

第6条 乙は、貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

年度（貸付期間）	期別	貸付料	納入期限 （納入期限が閉庁日の場合は翌開庁日とする。）
令和 年度 （令和 年 月 日 ～令和 年 月 日の間）	期	金 円	令和 年 月 日
令和 年度～令和 年度 （令和 年 月 日 ～令和 年 月 日の間）	期	金 円	令和 年 月 日

（貸付料の改定）

第7条 甲は、おおむね3年ごとに、地価の動向等を基準として、貸付料の見直しを行うことができる。見直しは、徳島県の普通財産（土地・建物）貸付料算定基準に基づき行う。

2 前項のほか、貸付物件につき特別な費用を負担することとなったとき、消費税及び地方消費税の税率の改定があったとき、その他正当な理由があると認められるときは、甲及び乙は、貸付料の改定を請求することができる。

（光熱水費の負担）

第8条 乙は、光熱水費（電気代及び水道料金をいう。以下同じ。）を第5条の貸付料とは別に負担しなければならない。

(延滞金)

第9条 乙は、前条に定める納期限までに貸付料及び光熱水費（以下「貸付料等」という。）を支払わなかったときは、当該納期限の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、当該貸付料等に対し、年14.5パーセントの割合（各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ平均貸付割合）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。ただし、当該延滞金の額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

(貸付料の改定)

第10条 甲は、貸付物件の価額が著しく上昇したとき又は甲が貸付物件につき特別の費用を負担することとなったときその他正当な理由があると認めるときは、乙に対して貸付料の増額を請求することができる。

(貸付物件の引渡し)

第11条 甲は、貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足その他契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(貸付料の減免)

第13条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰すことのできない理由により滅失又は毀損により使用及び収益をすることができなくなった場合は、当該滅失又は毀損した部分につき貸付料の減免を行うこととする。

(使用上の制限)

第14条 乙は、貸付物件上に所在する自己所有の建物その他の工作物等について、増改築等により現状を変更しようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を書面によって申請し、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の甲の承認は、書面によるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を第三者に転貸し、又は貸付物件を借受目的等以外に使用してはならない。

(貸付物件の保全義務等)

第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができるものとする。

3 第1項の規定により支出する費用は、全て乙の負担とし、甲に対してその償還等の請求をすることができないものとする。

(実地調査等)

第17条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(1) 第6条に定める貸付料の支払がないとき。

(2) 前2条に定める義務に違反したとき。

(3) その他甲が必要と認めるとき。

(滅失等の通知)

第18条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(原状回復義務)

第19条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸付物件を滅失又は毀損した場合において、甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(違約金)

第20条 乙は、第14条、第15条又は第17条に定める義務に違反したときは、違約金として当該年度の貸付料の1割に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第22条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(3) 甲、国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(4) 乙が貸付物件を必要としなくなったとき。

(貸付物件の返還)

第22条 乙は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の定める返還届書を甲に提出し、貸付物件を甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項の規定により貸付物件を返還するときは、甲の指示により貸付物件を原状に回復して甲の検査を受けなければならない。ただし、甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(貸付料の精算)

第23条 甲は、第21条第3号の規定によりこの契約を解除した場合には、未経過期間に係る貸付料を返還するものとする。ただし、その額が1,000円未満の場合は、この限りでない。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定により貸付料を返還する場合に準用する。

(損害賠償)

第24条 乙は、その責めに帰すべき理由により貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第19条の規定により当該貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 甲が第21条第1号又は第2号の規定によりこの契約を解除した場合において乙に損害が生じても、乙は、甲にその賠償を請求できないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第25条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第21条第1号、第2号若しくは第4号の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が貸付物件に支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対してその償還等の請求をすることができないものとする。

(契約の費用)

第26条 この契約の締結に要する一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関する訴訟は、徳島県庁の所在地を管轄する徳島地方裁判所に提訴するものとする。

(連帯保証人)

第29条 連帯保証人は、この契約を承認し、この契約による甲に対する乙の責務について、極度額金 円の範囲内で乙と連帯してその履行の責めに任ずるものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書 3 通を作成し、甲乙及び連帯保証人の 3 者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳 島 県

徳島県知事 後 藤 田 正 純

乙 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

事業内容採点表

審査の項目	審査の視点	配点
事業実施者としての適格性	・組織として、適切な実施体制をとっているか ・当該事業を継続的に実施できる経営状況となっているか	25点
目標設定の適切性	・事業の内容、目的が県あるいは地域のニーズと合致しているか	25点
事業内容の適切性	・地域経済の活性化や雇用の創出が望まれる事業となっているか ・事業の目的が達成される計画内容となっているか ・事業を実施できる具体的な計画内容となっているか ・地域漁業へ波及効果が望まれる事業内容となっているか ・地域の振興計画、施策と整合がとれているか	45点
事業実施に向けた環境	・事業実施者に、組織として事業運営に取り組む姿勢があり、かつ関係者も積極的に事業推進に取り組むことが見込まれるか	5点

令和 年 月 日

参 加 表 明 書 兼 現 地 説 明 会 参 加 申 込 書

徳島県農林水産部長 殿

所 在 地
名 称
代表者職氏名

印

次のとおり参加を希望します。

1	申込書類の担当責任者 所属： 職： 氏名：	
	電話番号	
	FAX番号	
2	現地説明会参加者	
①	所属： 職： 氏名：	
②	所属： 職： 氏名：	
③	所属： 職： 氏名：	
④	所属： 職： 氏名：	
⑤	所属： 職： 氏名：	

令和 年 月 日

応募申請書

徳島県農林水産部長 殿

所在地

名称

代表者職氏名

印

「令和6年度 県有種苗生産施設 有効活用実践事業」募集要項を了承の上、土地の賃貸借について応募を申請します。

1	応募書類の担当責任者 職名・氏名	
	電話・FAX番号	
2	連帯保証人 住所・氏名	
3	借受期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ※5年以内の範囲で設定することができます。
4	共同事業者 ※有の場合は、下欄に全参加者を記入してください。	
①	企業等名： 住 所： 代表者名： 印 （電話）	
②	企業等名： 住 所： 代表者名： 印 （電話）	
③	企業等名： 住 所： 代表者名： 印 （電話）	

※ 複数の方がひとつのグループを組んで応募する場合は、上記の共同事業者欄に構成メンバー全員の所在地、名称、代表者氏名を記載することにより、グループの代表者を明らかにした委任状と兼ねるものとします。

※ 5の欄が不足する場合は、別紙として継続記載してください。

添付書類チェック表

提出される書類のチェック欄（次表の□印）にチェックを入れてください。

グループで申請する場合は、番号1、2、6については共同作成の上提出し、番号3～5及び7～11の資料については構成メンバー全員について提出してください。

番号	内容	チェック欄		様式	備考
		法人	個人		
1	応募申請書	☐	☐	2	
2	添付書類チェック表（本紙）	☐	☐	3	
3	企業等概要説明書	☐	☐	4	
4	誓約書	☐	☐	5	
5	承諾書	☐	☐	6	
6	事業提案書（※1）	☐	☐	7	
7	定款	☐			
8	決算書（直近1期分）	☐			
9	確定申告書の写し（直近1か年分）		☐		
10	商業登記簿謄本	☐			申請する日から90日以内に発行されたもの
11	印鑑証明書	☐	☐		

※ 提案事業内容に基づくイメージ図・平面図等を添付してください。様式は任意とします。

企 業 等 概 要 説 明 書

1	名称	
2	所在地	
3	代表者名 または個人名称	
4	資本金 または出資金	
5	従業員数	
6	設立年月日	
7	主な事業内容	

※ グループで参加する場合は、構成メンバー全員について作成してください。

誓 約 書

関係者が、次に該当しないことを誓約します。

- 1 破産者で復権を得ない者。
- 2 法人の場合、会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがされている者。ただし、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定した者は、該当しないものとみなす。
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- 4 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に規定する者）、暴力団員又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体。
- 5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- 6 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- 7 徳島県の使用料及び県税その他税の滞納がある者。
- 8 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各項目のいずれかに該当する者。

徳島県農林水産部長 殿

令和 年 月 日

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

※ グループで参加する場合は、構成メンバー全員について作成してください。

承 諾 書

私は、徳島県所有の土地の利用について応募するに当たり、「令和6年度 県有種苗生産施設有効活用実践事業」募集要項を承知し、次のことについて承諾いたします。

- 1 徳島県の水産振興施策の推進に協力すること。
- 2 今回申請した事業内容以外に使用しないこと。なお、事業内容を変更する場合は、「事業申請書（変更）」を提出し、徳島県の承認を得ること。
- 3 事業実施者に選定された際は賃貸借契約締結後30日以内に公募物件において、選定された新たな利活用を開始すること。
- 4 事業実施者に選定された際は速やかに「徳島県公有財産取扱規則」に基づき、必要な手続を行うこと。
- 5 「普通財産（土地・建物）貸付料算定基準」に基づく「貸付料」について、利用状況の変遷にあわせた料金の改定に同意すること。
- 6 事業撤退時は、直ちに貸付物件を原状回復の上、土地を県に返還すること。ただし、事前に県の承認を得た場合はこの限りではない。
- 7 公募物件を利用することに関して、徳島県の指示に従うこと。
- 8 事業実施・運営その他の付随する事柄に当たり、徳島県は一切の費用負担及び補償を行いません。

令和 年 月 日

（事業実施者）

住所

氏名

印

※ グループで参加する場合は、構成メンバー全員について作成してください。

事業提案書

所在地

名称

代表者職氏名

印

(事業名) 令和6年度 県有種苗生産施設 有効活用実践事業
(現状と課題) ※事業者が抱えている課題等を記載
(目的) ※定量的な目標を含めて、できるだけ具体的に記載
(事業内容) ※できるだけ具体的に記載
(スケジュール) ※できるだけ具体的に記載
(効果) ※県内の水産業に与える効果、その他の産業に与える効果等をできるだけ具体的に記載
(収支計画) ※想定される収入と主たる経費（魚介類や種苗の仕入れ経費、餌代、人件費等）を記載 ※別紙でも可

※ 説明用資料があれば、適宜添付してください。

※ 複数の企業、大学等で連携して実施する場合は別紙「実施体制表」を添付すること。

実 施 体 制 表

事業者名	所在地	担当者名	連絡先	主な役割

※ 欄が不足する場合は、適宜追加してください。